

法然門下における『無量寿経釈』の引用 ―浄土宗全書テキストデータベースを活用して―

岩 谷 隆 法

【抄録】

現存の『大経釈』は成立当初の姿ではなく、後世に広本『選択集』と校合編集されたものとされる。現存諸本の比較だけでは『大経釈』の本来の姿やテキストの成立過程を明らかにすることは難しい。そこで現在よりも古い形態のテキストを見ていたと予想される、中世法然門下の『大経釈』の引用に着目し、それをもとに考察を加えた。

①聖阿『直牒』には広本同文箇所からの引用が見られ、また良忠『決答鈔』には広本同文箇所の取意文と考えられる引用が見られた。②門下の引用の中にはいくつか現存のテキストには存在しない文が見られた。検討の結果、いずれも典拠の誤記等と推察でき、門下所見当時の『大経釈』に存在した文として捉えられないことを指摘した。以上により、『大経釈』の原初形態に関する手掛かりを見出すことはできなかつたが、中世の法然門下が見ていた『大経釈』も現存テキストと大差のない形態であったのではないかと推測する。

キーワード：法然、法然門下、三部経釈、無量寿経釈、大経釈

はじめに

「三部経釈」（『無量寿経釈』『観無量寿経釈』『阿弥陀経釈』の総称）は、法然上人（以下、諸師敬称略）が、俊乗房重源の請いに応じ、東大寺において浄土三部経を講じた際の講義録として伝わるものである。成立は文治六年（一一九〇）頃とされ、従来、『選択集』や『逆修説法』と同じく教義書的な部類の文献と位置づけられている¹⁾。しかし、現存する「三部経釈」の諸本はいずれも江戸期の版本であり、すべての版において、『選択集』（広本）の文章と一致する箇所が認められる。つまるところ、現存諸本を眺めているだけでは「三部経釈」成

立当初（原初形態）の文章や内容を正確に知ることはできないのである。このようなことから、「三部経釈」は法然浄土教思想の成立過程を知る上で重要な文献とされつつも、取り扱いには注意を要するのが現状である。

そこで、まずは「三部経釈」の研究史を振り返り、今一度「三部経釈」がどのような文献であるかについておさえておきたいと思う。

その上で、本稿では「三部経釈」のうち『無量寿経釈』（以下『大経釈』）を取り上げる。中世の法然門下ならば、現存の『大経釈』よりも原初形態に近い姿のテキストを見ていたと想定される。よって、彼らの著述文献内にある『大経釈』の引用に着目する。そして、それら引用文と現存テキストとの比較検討を行い、門下在世当時の『大経釈』と現存テキストとの間柄について考察を加える。

なお、本稿で取り扱う法然門下の文献は、『浄土宗全書』正篇に所収されるものに限られている。⁽²⁾ 限定的な範囲ではあるが、『大経釈』テキストの成立過程を探る一端となれば幸いである。

一、「三部経釈」について―『選択集』同文箇所をめぐって―

「三部経釈」テキストにおける問題として、『選択集』同文箇所の存在が知られている。この点に注目して、その研究史を概観する。

管見の限り、古くは大正十三年、大須賀秀道氏による指摘に始まる。大須賀氏は、『選択集』編集の際、「三部経釈」を参考資料としていた

ならば、同文一致箇所があることは自然と考えられるが、草稿本である廬山寺本では文章を抹消添補している部分があり、「三部経釈」のような成文となっていないことから、「三部経釈」が廬山寺本の底本となったことは有り得ないとして、集前釈後（『選択集』が前、「三部経釈」が後の成立）と結論づけた。⁽³⁾

大正十四年、今岡達音氏は、「三部経釈」における『選択集』同文箇所は後学の付加である可能性があるとし、大須賀氏の説に反して、「三部経釈」の原初形態の成立を『選択集』の前に置いたのである。⁽⁴⁾

昭和十六年、石井教道氏は、現存の「三部経釈」は後日筆写した者が『選択集』によって校合したものであることを示唆しつつ、今岡氏と同じく釈前集後とした。⁽⁵⁾ また石井氏は、法然の思想史を法然文献中に見られる「選択」の語に着目し、第一万行随一の念仏期・第二本願念仏期・第三選択念仏期の三期に分け、「三部経釈」を『逆修説法』『選択集』と同じ第三期に配したのである。⁽⁶⁾

この石井氏の思想史的文献区分を受け、その後しばらくの間、「三部経釈」は『選択集』の草本となった筆録であり、部分的な文章の一致は当然であるかのような見解が容認され、「三部経釈」は法然の思想変遷を論じる研究にも多く用いられてきたようである。⁽⁷⁾

このような流れの中、昭和六十三年、岸一英氏は、「三部経釈」の書誌的問題点を種々指摘し、現在伝わるテキストには、「新層」（後世に編集が加えられた部分）と「古層」（成立当初からある部分）とが考えられると提起した。そして『選択集』同文箇所等は、明らかに後世の挿入（新層）であるとの見解を示し、現存の「三部経釈」は本来

の姿（原形）ではないと結論づけた^⑧。その後も岸氏は、同文箇所
『選択集』が、いわゆる広本系統の『選択集』の文章であることを明
らかにし^⑨、また古層の復元案を提供するなどして、新たな視点から
「三部経釈」のテキスト問題を顕在化させたのである。

平成十一年、林田康順氏は、「三部経釈」に説かれる「選択」思想
に疑義を呈し^⑩、「三部経釈」に見られる「選択」の関連用語および
『選択集』（広本）同文箇所等について詳細な検討を施した。その結
果、「三部経釈」における『選択集』（広本）同文箇所は、「三部経釈」
の成立当初の思想を伝えるものではなく、後世に付加編集された箇所
であることを論証したのである^⑪。さらに林田氏は、法然の思想成立過
程の面からみて、東大寺講説時点では、選択思想や勝劣難易義（同文
箇所）などが未成立であったと指摘している^⑫。

近年においても、井上慶淳氏^⑬や下端啓介氏^⑭が岸氏の新層古層説や林
田氏の論考を踏まえた論文を発表している。

このように、先学の多くは「三部経釈」のテキストについて、いわ
ゆる東大寺講説時における原初形態（『選択集』撰述以前の教学思想
を伝えるもの）の存在を想定しつつ、現存の「三部経釈」自体は、後
世、広本『選択集』と校合編集されたものと捉えているようである^⑮。

二、法然門下における『大経釈』の引用の整理と検討

現在伝わっている『大経釈』の諸本は次の通りである。

① 寛永九年（一六三二）版『無量寿経釈』

② 承応三年（一六五四）版『無量寿経釈』

③ 無刊記木活字版『大経直談要註記』卷一所収本

④ 慶安元年（一六四八）版『大経直談要註記』卷一所収本

⑤ 慶安四年（一六五二）版『大経直談要註記』卷一所収本

⑥ 正徳五年（一七一五）新本『漢語燈録』卷一所収本

いずれも江戸期の版本であり、すべての版において、広本『選択集』
の文章と同文一致する箇所が認められる。研究上、①寛永版が広く用
いられてはいるものの、現存諸本を眺めているだけでは、『大経釈』
の原初形態はもとより、いつ頃から現在のような形態のテキストであ
ったのかということさえ明らかにならないであろう^⑯。

では、少なくとも現在我々が目にする『大経釈』よりも古い形態の
テキストを見ていたと考えられる中世の法然門下は、どのような形態
のテキストを見ていたのか、また彼らは『大経釈』をどのように捉え
ていたのだろうか。以下、門下諸師の著述文献内に見られる『大経
釈』の引用文に着目し、それをもとに考察してみたい。

法然門下の『大経釈』の引用を整理すると次頁の表の通りである。

【法然門下における『大経釈』の引用整理表（『浄土』正篇所収文献のみ）】

No.	①作 者	②書 名	③『浄土』の巻・頁	④引 用 文	⑤引用の内容分類	⑥対応する『大経釈』(昭法全)の頁	⑦寛永版との異同数
1	長西 (1184-1266)	『選択本願名対決』	八・438頁	初大意者衆迎世捨無勝淨土…	大意	67頁	10箇所
2		『選択本願名対決』	八・440頁	此中一向念佛往生一設我…	第十八願文釈	87頁	8箇所
3		『念仏本願義』	八・456-457頁	依經文別釋念佛者有七一者…	七文提示	87頁	10箇所
4		『念仏本願義』	八・457頁	一設我得佛十方衆生乃至…	第十八願文釈	87頁	6箇所
5		『念仏本願義』	八・457頁	問見三輩文念佛外設諸行業…	但念助念但諸行の三義	88-90頁	12箇所
6		『念仏本願義』	八・458頁	三陸助念及諸行明但念佛者…	但念助念但諸行の三義	91頁	5箇所
7		『念仏本願義』	八・458頁	至流通初陸助念諸行二門…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
8	良忠 (1199-1287)	『般若讀私記』	四・551頁	天台眞言皆雖名頓教斷惑之…	頓漸判論	68頁	4箇所
9		『選択伝弘決疑鈔』三	七・251頁	修往生業有三意一但念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	0箇所
10		『決答授手印疑問鈔』上	十・33頁	念佛者或觀佛相好或觀光明…	称念の三想について	79-80頁	0箇所
11		『決答授手印疑問鈔』上	十・36頁	正定業者二百一十億諸佛淨土中選定行故名正定業 (文)	正定業について	取意文か。広本『選択集』同文箇所(81頁)に類似する説示がある。	1箇所
12		『浄土宗要集』一	十一・7頁	天台眞言皆雖頓教斷惑證理故猶是漸教也(取意)	頓漸判論	68頁	取意文
13		『浄土宗要集』三	十一・64頁	但念佛往生助念佛往生但諸行往生(已上)	但念助念但諸行の三義	88頁。寛永承応版に「但諸行往生」の語はない。義山版・要註記本にはこの語がある。	2箇所
14	持阿(?-1314)	『選択決疑鈔見聞』一之下	七・692頁	天台眞言皆雖名頓教斷惑…	頓漸判論	68頁	2箇所
15		『選択決疑鈔見聞』三之本	七・781頁	中下二輩來迎佛は無忽有化身(已上)	來迎仏・化仏について	『大経釈』には見られない文章である。「大経釋(黒谷)云ク」として引用するが、内容は『觀經釈』『逆修説法』の説示に近い。	1箇所
16		『選択決疑鈔見聞』三之本	七・792頁	今三輩文有但念佛義有助念…	但念助念但諸行の三義	90頁	1箇所
17	了惠(1243-1330)	『選択集大綱抄』上	八・3頁	天台眞言皆雖名頓教斷惑…	頓漸判論	68頁	4箇所
18		『選択集大綱抄』上	八・18頁	修往生業有三一但念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
19		『選択集大綱抄』上	八・18頁	二釋餘諸行者求極樂者…	往生行業・諸行の説示	80頁	0箇所
20		『選択集大綱抄』上	八・25頁	但諸行往生(已上)	但念助念但諸行の三義	88頁。寛永承応版に「但諸行往生」の語はない。義山版・要註記本にはこの語がある。	1箇所
21		『選択集大綱抄』中	八・31頁	上來迎等願中及次三輩文…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
22		『選択集大綱抄』中	八・32頁	今三輩文有但念佛義有…	但念助念但諸行の三義	90頁	3箇所
23		『選択集大綱抄』中	八・32頁	上本願願成就文雖明但念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
24		『選択集大綱抄』中	八・32頁	依之諸往生行者於但念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
25		『選択集大綱抄』中	八・37頁	上本願願成就文雖明但念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	2箇所
26		『無量寿経鈔』二	十四・57頁	時有國王難垢淨王殿無靜念…	四十八願興意・弥陀因位の名について	69頁	1箇所
27		『無量寿経鈔』三	十四・94頁	上來迎等願中及次三輩文…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
28		『無量寿経鈔』四	十四・115頁	付此有疑上念佛往生願不嫌…	女人往生	75-76頁	5箇所
29		『無量寿経鈔』六	十四・167頁	修往生業有三一但念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
30	良藝(1251-1328)	『決疑鈔見聞』三	七・408頁	佛以一音演説法	但念助念但諸行の三義	90頁	0箇所

31	聖阿(1341-1420)	『決疑鈔直牒』六	七・542頁	諸師別云十念往生願者…稱念皆生(廣選擇全同之)	第十八願文の呼称	74頁(広本同文箇所)	2箇所
32		『決疑鈔直牒』七	七・548頁	今三輩文有但念佛義有助念…	但念助念但諸行の三義	90-91頁	2箇所
33		『決疑鈔直牒』七	七・557頁	四分十誦梵網持地等大小經論	戒経について	93頁	取意文
34		『一枚起請之註』	九・3頁	有諸宗諸家甚深理觀之行…	諸宗諸家について	96頁	4箇所
35		『二藏義見聞』一	十二・363頁	曇鸞法師立二教一難行道教二易行道教(矣)	難易二道教について	引用前に「吉水大經私記云」とあるが、現存諸本には見られない文章である。	
36		『淨土二藏綱維義』	十二・578-579頁	次に撰載五惡趣文分別二門…	頓漸判論	68頁	3箇所
37		『淨土略名目因見聞』上	十二・688頁	曇鸞法師立二教一難行道教二易行道教(已上)	難易二道教について	No.32と同じ引用文である。こちらは引用前に「高祖大經私記云」とある。	
38	良栄(1342-1428)	『淨土宗要集見聞』一之二	十一・249頁	天台眞言皆難名頓教…	頓漸判論	68頁	0箇所
39		『淨土宗要集見聞』二之二	十一・401頁	十九來迎引接誓甘孫念定生願(已上)	第十九、二十願の呼称	75頁「來迎引接巨男女繫念定生願」の取意か。了惠『尊問愚答記』(統治)九88頁)にも同文あり。注記掲載井上論文130頁参照。	
40	聖徳(1366-1440)	『法事讞私記見聞』下	四・131頁	本願至心信樂欲生我國觀經三心小經一心皆三心也(矣)	三心について	「大經私記云」として引用するか現存諸本には見られない文章である。	
41		『大經直談要註記』八	十三・107頁	時有國王難垢淨王欺無淨…	弥陀因位の名について	69頁	1箇所
42		『大經直談要註記』二十	十三・249頁	修往生業有三意一但念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	1箇所
43		『大經直談要註記』二十四	十三・302頁	上本願願成就文雖明但念…	但念助念但諸行の三義	91頁	6箇所
44		『大經直談要註記』二十四	十三・302頁	上邊緣縁且雖明助念佛…	但念助念但諸行の三義	91頁	5箇所
45		『當麻曼陀羅疏』八	十三・476-477頁	別約女人發願云設我得佛…	女人往生	75-78頁	22箇所
46	無絃(?-1640)	『大原談義纂述鈔』上	十四・807頁	道結禪師釋此經撰載五惡…	頓漸判論	68頁	2箇所
47	懷音(?-1714)	『諸家念佛集』九	十五・798-799頁	上本願願成就文雖明但念…	但念助念但諸行の三義	91頁	0箇所
48	義山(1647-1717)	『無量壽經隨聞講録』下二	十四・522頁	慶助念及諸行明但念佛者…	但念助念但諸行の三義	91頁	正徳版に依る
49		『無量壽經隨聞講録』下二	十四・522頁	擧一念泥十念等者謂此文…	願成就文の一念について	91-92頁	正徳版に依る
50		『無量壽經隨聞講録』下二	十四・527頁	始皇之燒五經而不失誦…	始皇帝五經の例	96頁	正徳版に依る
51		『無量壽經隨聞講録』下二	十四・529頁	此經說次即似觀經付屬念佛	但念助念但諸行の三義	91頁	正徳版に依る
52		『觀無量壽經隨聞講録』上	十四・533頁	天台眞言皆頓教然彼斷惑…	頓漸判論	68頁	正徳版に依る
53		『円光大師行狀絵図翼賛』十八	十六・302-303頁	上の念佛往生の願は男女を…	女人往生	75-78頁	三十五願衆を要約し、和文体にしたもの
54	大女(1680-1756)	『淨土頌義探玄鈔』上	十二・596頁	天台眞言雖名頓教斷惑證理…	頓漸判論	68頁	取意文
55		『淨土頌義探玄鈔』中	十二・621頁	天台眞言雖名頓教斷惑證理…	頓漸判論	68頁	正徳版に依る
56		『淨土頌義探玄鈔』中	十二・627頁	眞言天台雖名頓教斷惑證理…	頓漸判論	68頁	正徳版に依る
57	妙瑞(?-1778)	『徹選釈集私志記』上	八・152頁	時有國王名難垢淨王問佛…	四十八願興意・弥陀因位の名について	69頁	正徳版に依る
58		『徹選釈集私志記』下	八・242頁	今三輩文有但念佛義有助念…	但念助念但諸行の三義	90-91頁	正徳版に依る
59		『鎮西名目問答奮迅鈔』二	十・475頁	所言等者指上三經全非等取…	読誦正行について	81頁	正徳版に依る

【凡例】

- 一、本表は、『浄土宗全書』正篇（以下『浄全』）所収の法然門下の文献内における『大経釈』の引用を整理したものである。
- 一、①作者、②書名、③『浄全』巻数・頁数、④引用文、⑤引用の内容分類、⑥対応する『大経釈』（『昭法全』）の頁数、⑦寛永版との文字の異同数の七つの項目を設けた。
- 一、備考がある場合は、⑥⑦の欄に略記した。
- 一、本表作成に際して、ウェブ上の「浄土宗全書テキストデータベース」を利用した。検索用語は「大経釈」「大経私記」「釈」「私記」「上人云」「祖師云」等である。

今回の引用整理（『浄全』正篇所収文献のみ）では、法然門下十三師の著作二十八本に計五十九例の引用文が見られた。そのうち最も多く引用されていたのが、「但念仏・助念仏・但諸行の三義」に関する説示で二十四例あり、諸師の引用の中の半数近くを占めている。次いで「頓漸二教判」が十一例、「女人往生」に関する説示が三例であった。

これらの説示は『選択集』や他の法然遺文には見られない『大経釈』独自とされる内容である。このように門下諸師の引用態度を概観してみると、彼らは『大経釈』の特徴を明確に把握していたことが窺える。

三、法然門下が見ていた『大経釈』のテキストについて

門下諸師の引用文と現存のテキストとを比較し、表の項目⑥には広く定本とされる寛永版との字句の異同数を示した。この結果、法然の直弟子覚明房長西の作とされる文献内の引用文には、他師の引用文と比べて多くの異同が認められた。ただし、いずれも誤字や単純な脱落と見受けられるような一字二字程度の文字の出入りであった。他の諸師の引用に見られる異同に関しても、後述するような特異な引用文を除き、一字二字の出入り程度で大きな異同は認められなかった。ちなみに正徳版開版以後の江戸期の人師は正徳版テキストに基づいて引用していることが分かる。

さて、この引用整理表に基づく一応の判断であるが、およそ正徳版開版以前の門下諸師が目にしてきた『大経釈』は、寛永版系統のテキストに近いものと推測される²⁰。このようなことは、かつて石井教道氏が門下諸師の引用と「三部経釈」の諸本テキストとを比較検討し、

寛本承本は現存東大寺講本筆録中最も原本に近いものであると云ふ事は出来るが、原本のまゝではない事は明了である²¹。

と述べていることに符合する。先述した通り、石井氏は釈前集後の立場であることから、ここでいう「原本」とは、『選択集』と校合される前の形態のテキストを指していると考えられる。

中世（鎌倉室町期）の法然門下における『大経釈』の引用文と寛永版テキストとを比較してみると、大部分は石井氏の結論と結びつくの

であるが、いくつか特異な引用例も見受けられたので、以下、そのような箇所を取り上げて検討する。

(1) 広本『選択集』 同文箇所からの引用例

まず、『大経釈』からの引用であると明記しているものの、広本『選択集』と同文一致する箇所（いわゆる「新層」とされる箇所）から引用している例を取り上げる。

【表 No. 31】…聖罔『決疑鈔直牒』 卷六「第十八願文の呼称」

応永三年（一二九六）成立とされる七祖聖罔の『決疑鈔直牒』（以下『直牒』） 卷六には次のような記述がある。

大経ノ私記^{二十一}云ク、諸師ハ別ノ云ハ、十念往生ノ願ト者、不ハ滿レ十即不^二得生^一。善導之意ハ總ノ云フ念佛往生ノ願ト。不^レ限^ニ員數^一ヲ稱念スレハ皆生ス廣^選擇^二。全ク同^レ之^一。

傍線部の文は、寛永版『大経釈』のテキストにも、

諸師之釋ハ別ノ云三十念往生ノ願ト者ハ、若不^ハ滿^レ十^ヲ即不^レ得^レ生ル^一ヲ。善導之意ハ惣^ニテ云念佛往生ノ願ト不^レ限^ニ員數^一ヲ稱念スレハ皆生ス。

とある（太字は傍線部との異同）。『直牒』に「大経ノ私記ニ云ク」とある通り、傍線部の文は『大経釈』から引用した文であることが確認できる。

加えて、『直牒』傍線部の末には割書で〈広選択全ク之ニ同ジ〉と

ある。この指摘の通り、ここで引用している『大経釈』の文は、広本『選択集』第三章の、

諸師ノ釋ニハ別シテ十念往生ノ願トイフ。モシ十二ミタサレハ、スナハチムマル、コトヲエス。善導ノコ、ロハ惣シテ念佛往生ノ願トイフ。員數ヲカキラス、稱念スレハミナムマル。

という文章と、和漢の違いはあるものの同じ文である。

このように『直牒』では、広本『選択集』にある文章と承知しつつも、その典拠を「大経ノ私記ニ云ク」と明記して引用している。この点から、聖罔所見の『大経釈』も、すでに現在の我々と同じように、広本『選択集』と校合編集された形態であったと考えられる。

(2) 広本『選択集』 同文箇所からの取意文とみられる例

【表 No. 11】…良忠『決答授手印疑問鈔』 卷上「正定業について」

康元二年（一二五七）成立とされる三祖良忠の『決答授手印疑問鈔』 卷上（以下『決答鈔』）には次のような記述がある。

上人ノ大経ノ釋ニ云、正定業ト者、二百一十億ノ諸佛淨土ノ中ニ選定シ給フ行ナルカ故ニ名正定ト。

【訳】法然上人の『大経の釈』に言うことには、「正定業とは、二百一十億の諸仏の浄土の中から〔法蔵菩薩が〕選定なさった行であるから「正定」と名づける」と。

法然の『大経釈』から傍線部の文を引用している。傍線部と同じ文は現存の『大経釈』では確認できない。良忠の時代の『大経釈』には、

実際に傍線部のままの形の文が存在していたのであろうか。

ひとまず、寛永版テキストから傍線部の文に類似する説示を挙げるならば、

正定_ト者。法藏菩薩於_ニ二百一十億諸佛ノ誓願海ノ中_ニ撰_ニ定_ス念佛往生之願_ヲ。故_ニ云_レ定_ト也。選擇之義亦如_レ前_ノ。依_ルカ此_レ等ノ意_ニ故_ニ、以_テ念佛_ヲ名_テ爲_スル正定之業_ト者_ノ也。²⁷⁾

【訳】正定とは。法藏菩薩は二百一十億の諸仏の、海のように広大な誓願の中から、念仏往生の願を選定した。だから「定」というのである。選択の義もまた前述の通りである。これらの意義に基づくので、念仏を名づけて「法藏菩薩に」正しく定められた業というのである。

という箇所がある。「正定業」の名義に関する説示であり、内容的にも傍線部の文と近いことを述べている。『決答鈔』では、この箇所の文意を汲み取って傍線部の文のように簡略に記しているのではなからうか。

ただし、このように捉えた場合、留意しなければならないことがある。『大経釈』のこの箇所は、広本『選択集』第二章私釈段²⁸⁾とほぼ一致する箇所の文章（新層）であるということである。つまり、この『決答鈔』における『大経釈』からの引用文（傍線部の文）が、ここで推察するように、『大経釈』のこの箇所の取意文であるとするならば、良忠の時代の『大経釈』のテキストも、すでに広本『選択集』と校合編集されていた可能性があるということになってしまふのである。²⁹⁾

(3) 現存の『大経釈』には存在しない文の引用例

次に、『大経釈』からの引用であると明記しているものの、現存テキストでは確認することができない特異な引用例を取り上げる。

中世の法然門下が見ていた『大経釈』のテキストには、現存テキストにはない文が存在していたのか、あるいは何らかの誤りなのか、そういった観点から検討する。

① 【表No.40】…聖聡『法事讚私記見聞』卷下「三心について」

まずは、八祖聖聡の『法事讚私記見聞』卷下（成立年時不明）に、
 祖師ノ私記ニ云、一心不亂_ト者、念佛ノ時、心不_ニ散亂_ニ至誠_ニ至_レ信_ヲ專念_ニスル佛名_ニ也。又大經ノ私記ニ云、本願ノ至心信樂欲生我國、觀經ノ三心、小經ノ一心、皆三心也。³⁰⁾

とある。「祖師ノ私記ニ云ク」とだけあるが、これは法然の『阿弥陀経釈』を指している。点線部の文は現存の『阿弥陀経釈』でも確認できる。³¹⁾これに次いで「大經ノ私記ニ云ク」とある。『大経釈』を典拠として傍線部の文を引用したようであるが、この文は寛永版だけでなく、聖聡撰『大経直談要註記』所収の『大経釈』テキストにおいても確認できない文である。また類似する内容の説示も見当たらないため、取意文として処理することもできない。

さて、この文をどのように捉えれば良いのであろうか。
 私見としては、この傍線部の文は聖聡が実際に見ていた『大経釈』

に記されていたものではなく、そもそも典拠を示す部分「大経ノ私記ニ云ク」という記述自体の誤りではないかと考えている。なぜならば、建長六年（一二五四）頃の成立とされる良忠撰『選択伝弘決疑鈔』（以下『決疑鈔』）において、点線部も含めてほぼ同じ文章が存在しており、聖聡はそこからこの一連の文章を引用したと考えられるからである。すなわち、良忠の『決疑鈔』巻五に、

祖師小経ノ釋ニ云、一心不亂ト者、念佛ノ之時、心不_二散亂_一ニ至誠ニ至信ニ專ラ念ス佛名ヲ也_上。此レ等ノ之文ハ約_二起行_一ニ而釋ス一心ノ義ヲ。又通_二安心ノ一心_一ニ。上人ノ云、本願ノ至心信樂欲生我國ト

觀經ノ三心ト小経ノ一心トハ皆三心ナリト也。³²

とある。ここには「祖師小経ノ釈ニ云ク」とあり、以下の点線部の文の典拠が『阿弥陀経釈』であることを明示している。この点線部の文は聖聡が「祖師ノ私記ニ云ク」として引用する文と同じである。そして「上人ノ云ク」として引用する傍線部の文は、聖聡が「大経ノ私記ニ云ク」として引用する文と同じである。『決疑鈔』には「上人ノ云ク」とだけある。法然の言葉として引用していることは分かるが、その典拠が『大経釈』であるとは記していない。³³このような差異はあるが、聖聡が『法事讚私記見聞』を著す際に『決疑鈔』のこの箇所を参照していたであろうことは容易に想像される。

なお、正徳版の開版者義山も自著『小経隨聞講録』で傍線部と同じ文を引用しているが、そこには「元祖〈決疑鈔五卷卅五紙〉云、本願至心_三」³⁴とあり、元祖（法然）の言葉を、『決疑鈔』から孫引きしたと明記している。こうした引用例もあることから、『法事讚私記見聞』

にある「祖師私記云く皆三心也」という一連の文も、『決疑鈔』からの孫引きである可能性が高いと推察される。

おそらく聖聡は、孫引きの際、『決疑鈔』の「祖師小経釈云」とある部分を「祖師私記云」とし、続く「上人云」を、誤って「大経私記云」と書き記してしまったのであろう。したがって、「大経ノ私記ニ云ク」以下の『大経釈』の引用であるかのように記される傍線部の文は、聖聡所見当時の『大経釈』に存在した文として捉えることができないと考えられる。

②【表No.15】…持阿良心『選択決疑鈔見聞』三之本「来迎仏・化身について」

続いて、良忠門下の藤田派性心の弟子持阿良心の『選択決疑鈔見聞』三之本（成立年時不明）に、

化現其身等ト者_上藤田、大経釋_二黒谷云ク、中下二輩來迎佛、是無而忽有化身_上。³⁵

【訳】「化現其身」等とは、〈藤田〉『大経釈』に〈黒谷（法然）〉が言うことには、「中下二輩の来迎仏とは、何もないところに、にわかには現れる化身（化仏）である」と〈已上〉。

とある。「大経釈ニ〈黒谷〉云ク」とあり、傍線部の文は法然の『大経釈』からの引用文と読み取ることができる。しかし現存の『大経釈』には、傍線部の文のような来迎仏・化身（化仏）に関する説示は見受けられない。ただし、他の法然遺文に目を移せば、傍線部の文と同趣旨の説示を確認することができる。まず『大経釈』と同じく三部

經講説の一つである『觀無量壽經釈』（以下『觀經釈』）には、

七、化佛多少者。是圓光中化佛也。化佛_ト者、彼ノ眞佛ノ所_ニ化作_一也。謂本此_レ等ノ諸佛無_ニ彼土_ニ。以_ニ神通力_ヲ化_ニ作_一之。本無忽有之故_ニ名_テ爲_ス化_ト。（中略）又_タ迎接多化身也。³⁶

とある。中下二輩の來迎仏に限定する文言は見えないが、化仏について、「本来、何も無いところに、にわかに見られるので、名づけて、化という」といい、「迎接（來迎する仏）の多くは化身である」と述べている。また『逆修説法』初七日には、

次_ニ化身_ト者。無_ニ而歎_チ有_{ナルヲ}云_フ化_ト者（中略）次_ニ來迎引接_ノ化佛_ト者、九品ノ來迎_ニ各々有_ニ化佛_一（中略）如_キハ文者雖_レ見_{タリト}無_キ化佛來迎_モ之様_ニ、善導ノ御意ハ依_ラハ觀經ノ十一門ノ義_ニ者（中略）下品下生ノ中_ニ可_{ナリ}有_ル來迎_ト。³⁷

とある。化身について、「何も無いところに、にわかに見れることを、化という」といい、続けて、「九品各々に化仏の來迎がある」とし、「品々の」經文には化仏の來迎が無いように見えるけれども、善導の十一門義によるならば、下下品に至るまで化仏の來迎がある、との解釈を示している。

こうした説示があることから、傍線部の文自体は『觀經釈』『逆修説法』等の説示を踏まえたものと捉えられる。ただし、この二つの遺文を見れば分かるように、來迎仏・化仏に関する説示というものは、『觀經』（仏身觀や九品の聖聚來迎等）の敎説に関連づけて展開されている。このような説示（傍線部の文）が『無量壽經』の釈書である『大經釈』に記されていたとは考えづらい。よって、『選択決疑鈔見

聞』にある「大經釈ニ（黒谷）云ク」という典拠を示す部分は、前例と同じく、何らかの記述の誤りである可能性が高いと推察される。

③【表No.35】…聖問『二藏義見聞』卷一、【表No.37】…聖問『淨土略名目図見聞』卷上「難易二道敎について」

最後に、聖問の『二藏義見聞』卷一と『淨土略名目図見聞』卷上という二つの文献に見られる同一の引用文を取り上げる。

まず、明德元年（一二九〇）成立とされる『二藏義見聞』卷一に次のような記述がある。

以_テ難易二道ノ敎_ヲ名_テ爲_ニ二敎_ト。故_ニ吉水大經ノ私記云ク、曇鸞法師立_ツ二敎_ヲ。一_ニハ難行道敎、二_ニハ易行道敎_矣。³⁸

【訳】難易二道の敎えを名づけて二敎とする。故に吉水（法然）の『大經の私記』に言うことには、「曇鸞法師は二つ敎えを立てる。一つは難行道の敎え、二つには易行道の敎え」と。

「吉水大經ノ私記云ク」とは、法然の『大經釈』を指すと思われるが、現存の『大經釈』には、引用部分とみられる傍線部の文を確認することはできない。

この『二藏義見聞』の諸本の一つである安政四年（一八五七）版には、この傍線部の文に対する注として「現本之本未見文³⁹」と記されている。いつ誰が注記したのかは不明であるが、注記者が見ていた『大經釈』にも存在しない文であったことが分かる。

次に、聖問はこれと同文を、明德三年（一二九二）成立とされる『淨土略名目図見聞』卷上でも引用している。すなわち、

二教ト者、難易二道ノ教也。故ニ高祖ノ大經ノ私記ニ云ク、曇鸞法師立ツ二教。一ニハ難行道ノ教、二ニハ易行道ノ教上⁴⁰。

とある。同じく法然の『大經釈』から傍線部の文を引用している。

この『浄土略名目図見聞』の諸本の一つである延宝三年（一六七五）版（西谷寺文庫）を見たところ、当該文の脇に「此尺ナシ。但シ空師ノ畧尺ニアル歟⁴¹」という前述の注記と同趣旨の書き入れがあった。ここにいう「略釈」が何を指すのかは不明であるが、現存する法然遺文類を見渡してみても、傍線部と同じ文を見出すことはできない。

しかしながら、この傍線部の文に近い記述、すなわち、曇鸞の難易二道の説示は、周知の通り『選択集』第一章に、

曇鸞法師ノ往生論ノ注ニ云、謹テ案スルニ龍樹菩薩ノ十住毘婆娑ニ云ク、菩薩求^ニ阿毘跋致^ヲ有^リ二種ノ道。一ニハ者難行道ナリ。二ニハ者易行道ナリ⁴²。

とあり、また『逆修説法』六七日にも、

曇鸞法師^モ引^テ龍樹菩薩ノ十住毘婆娑論^ヲ立^下ヘリ難行易行ノ二道^ヲ⁴³。

として取り上げられている。

聖問はこれら『選択集』『逆修説法』等の説示を取意し、典拠を誤って提示してしまったのであろうか、それとも聖問所見の『大經釈』には本当に傍線部のような文言が記されていたのであろうか。二つの著作（以下、両『見聞』）において同じ引用文が見られるため、単なる誤りとするには聊か早計かと思われる。以下にもう少し検討してみたい。

《③の1》法然が難易二道の説示を用いる理由

法然の著作文献における難易二道の説示は、浄土宗の教判が説かれる箇所に見られる⁴⁴。例えば、前掲の『逆修説法』六七日には、

今我浄土宗ニハ道綽禪師ノ安樂集ニ立^ツ聖道浄土ノ二教ヲ。一代聖教五千餘軸、不^レ出^ニ此ノ二門^ヲハ。〔中略〕立^フハ此二門^ヲ者、非^ニ道綽一師^ノミニ。曇鸞法師^モ引^テ龍樹菩薩ノ十住毘婆娑論^ヲ立^下ヘリ難行易行ノ二道^ヲ。難行道ハ如^ク陸地^ヲ歩行^スルカ、易行道ハ如^シト乗^レカ船^ニ譬^ヘ給^ヘリ。立^フ此ノ二道^ヲ不^レ限^ニ曇鸞一師^ニ。天台ノ十疑論^ニモ同^シク引^釋シ給^ヘリ。又迦才ノ浄土論^ニモ同^ク引^ケリ。〔中略〕其ノ難行道トハ者、即聖道門也。易行道トハ者、即浄土門ナリ也⁴⁵。

とある。また『選択集』第一章にも、
今此ノ浄土宗ハ者、依^テ道綽禪師ノ意^ニ立^テ、二門^ヲ而攝^ス一切^ヲ。所謂聖道門浄土門是也。〔中略〕此ノ宗之中^ニ立^{コト}ハ二門^ヲ者獨^リ非^ニ道綽^ノミニ。曇鸞天台迦才慈恩等ノ諸師皆有^リ此ノ意。且ク曇鸞法師ノ往生論ノ注ニ云、謹^テ案^スルニ龍樹菩薩ノ十住毘婆娑ニ云ク、菩薩求^ニ阿毘跋致^ヲ有^リ二種ノ道。一ニハ者難行道ナリ。二ニハ者易行道ナリ。〔中略〕此ノ中ノ難行道トハ者、即^チ是^レ聖道門也。易行道トハ者、即^チ是^レ浄土門也。難行易行ト聖道浄土ト其ノ言雖^モ異^{ナリ}ト其ノ意^ニ同^シ。天台迦才同^シ之^ニ也⁴⁶。

とある。浄土宗は、道綽の意によって聖道浄土の二門を立てて一代仏教を摂めとるが、このように一代仏教を二つに分類することは、道綽一師だけの考え方に基づくものではないとして、曇鸞所説の難易二道の説示を取り上げている。また曇鸞だけでなく天台や迦才も同様であ

るとし、そして難行道とは聖道門と、易行道とは浄土門と同義である
と述べている。

構造的にみれば、難易二道の説示は、道綽由来の一代仏教を二つに
分類するという捉え方（二門判）に正当性を持たせるために取り上げ
られていると言える。

《③の2》『大経釈』における教判論の説示箇所を検討

このことを踏まえて、『大経釈』における教判論の説示箇所（いわ
ゆる「古層」とされる箇所）を見てみよう。

二ニハ立教開宗ト云フ者、亦タ分テ爲ス二ト。一ニハ諸宗ノ立教ノ不同。
二ニハ正ク立ツ二教ヲ。（中略）二ニ正ク立二教者、綽禪師意、略
立三テ、二教ヲ、以テ判ニス佛教ヲ。一ニハ聖道ノ教。二ニハ浄土ノ教ナリ。
一ニ聖道ノ教云ハ者、若ハ小乗、若ハ大乘、若ハ顯教、若ハ密教ノ中
云。二ニ浄土ノ教ト者、小乗ノ中ニハ全不説カ浄土ノ法門ヲ、大乘ノ
中ニハ多ク説ク往生浄土ノ法ヲ。名レテ之ヲ謂ニ浄土教ト。今此ノ經ハ正
ク是レ攝ス浄土教ニ云。次ニ以テ横截五惡趣ノ文ヲ分別スル二門ヲ也。
抑モ三乘四乘ノ聖道ハ正像既ニ過テ至テヨリ末法ニ、但タ有レテ教無ニ行
證。故ニ末法近來、無斷惑證理。無カ斷惑證理故ニ、以テ之無シ
出ル生死ノ輩カ。往生浄土之法門ハ雖レモ未タ斷レ煩惱之迷ヲ、
依テ彌陀ノ願力ニ生スル極樂ニ者、永ク離テ三界ヲ、出ニ六道生死ヲ。
故ニ往生浄土ノ法ハ是レ未タ斷惑出ルノ三界ノ法ナリ云。故ニ末代
ノ出離生死ハ往生浄土ナリ。更ニ以テ不レ可階事ナルカ故ニ、有レラン
心之人ト、若シ欲レシ出生ト生死ヲ者ハ必ス可レシ歸ニス浄土門ニ。故ニ道

綽禪師釋テ此ノ經ノ横截五惡趣ノ文ヲ云ク、若シ依ハ此ノ方ノ修治斷
除ニ、先ツ斷ニテ見惑ヲ、離レニ三途ノ因ヲ、滅ニスニ三途果ヲ。後ニ斷ニテ修
惑ヲ離ル人天ノ果ヲ。此レ皆ナ漸次ノ斷除ニシテ不レ名ニ横截ト。若シ
得レハ往生ヲ彌陀ノ淨國ニ、娑婆ノ五道一時ニ頓捨スル故ニ名ニ横
截ト。截五惡趣ノ截ニ其ノ果ヲ也。天台眞言皆ナ雖レ名ニト頓教ト
斷ルカ惑ヲ故、猶是漸教也。未レタ斷レ惑ヲ出ニ過スルカ三界之長迷ヲ
故ニ、以テ此ノ教ヲ爲ル頓中ノ頓ト也。⁴⁷

とある。立教開宗において「浄土宗では」二教を立てるとし、道綽の
意では聖道浄土の二教（二門）を立てて一代仏教を判定すると述べる。
そして、横截五惡趣の文によって二門（二教）を分別するといひ、こ
の文に対する道綽の解釈を取り上げ、それに基づき、聖道教を漸教、
浄土教を頓中の頓教と位置づけている。

ここでは「聖道教・浄土教」という用語を使い、これを「二教」と
している。「二門ヲ分別スル也」⁴⁸とは言うものの、文中に「浄土門」
の語が一ヶ所あるだけで、対となる「聖道門」の語は見られない。⁴⁹明
確には「聖道門・浄土門の二門判」が成立していないようである。⁵⁰
『大経釈』における教判は、さしあたり「聖道教・浄土教の二教判」
（頓漸二教判）と言えるものである。もつぱら道綽一師の解釈に基づ
く教判論であり、先にみた『逆修説法』『選択集』における教判とは
論法も異なっていることが分かる。

浄土宗の教判である「聖道門・浄土門の二門判」は、およそ『大経
釈』のこの箇所を素地とし、後に曇鸞の難易二道の説示を採用するな

どして漸次に確立していったものと考えられる。そして、法然がその難易二道の説示に着目していることが確実視できるのは、『逆修説法』以後ということになる。であるならば、現在の『大経釈』と同じく、聖岡所見の『大経釈』においても、曇鸞の難易二道の説示は存在していなかった可能性が高いと推察される。

改めて、両『見聞』の問題箇所を見てみよう。聖岡は法然の『大経釈』から、

曇鸞法師、立^二難行道^一教、^二易行道^一教。

という文を引用したと述べている。そもそも他の法然遺文を見渡しても、難行道と易行道とを指して「二教」と表現する用例は一つも確認できない。また「難行道教・易行道教」というように「道」の下に「教」を付した用語例も確認できない。法然の『大経釈』において「二教」と表現されるものは、あくまで「聖道教・浄土教」であった。聖岡の教学思想に鑑みると、両『見聞』における引用文は、単なる誤りではなく、何らかの理由によって聖岡自身が用語を置き換えたのではないかとも想像できるのであるが、いずれにしても、聖岡が『大経釈』から引用したという「難易道教・易行道教の二教」なる文言は、実際に聖岡が見ていた『大経釈』のテキストにも記されていないと考えられる。

おわりに

本稿では、「三部経釈」のテキストに関する問題点を念頭に置き、『浄土宗全書テキストデータベース』を活用して、法然門下における『大経釈』の引用の整理を行った。『浄全』正篇に所収されている文献に限った調査であったものの、『大経釈』からの引用を数多く確認することができた。『大経釈』は、法然門下において古くから重要視されてきた法然遺文の一つであると言えよう。

そして、整理した引用の中から特異な引用例を取り上げ検討した。まずは、『大経釈』からの引用であると明記しながらも、いわゆる「新層」（広本『選択集』同文箇所）からの引用を確認した。『直牒』にある引用文からして、聖岡所見の『大経釈』は、現存テキストと同じく広本『選択集』と校合編集されたものであったと考えられる。また『決答鈔』にある引用文が、広本『選択集』同文箇所からの取意文であるとすれば、良忠の時代の『大経釈』も、すでに広本『選択集』と校合編集されていた可能性あると言えるのではなからうか。

次に、現存テキストにおいて確認できない引用文を三つほど取り上げた。それらはいずれも典拠の誤記等として処理できるものであり、彼らが見ていた『大経釈』に実際に記されていた文とは捉えることができないことを指摘した。

結果として、『大経釈』の原初形態に関する手掛かりを見出すことはできなかったのであるが、本検討の上からみれば、中世の法然門下

が見ていた『大経釈』も、現在我々が目にするテキストとあまり大差のない形態のテキストであったのではないかと推測される。

法然門下の文献には、まだデータベースになっていないものがあるので、それを今後の課題とし、引き続き調査範囲を広げ、『大経釈』はもとより、『三部経釈』全体におけるテキストの成立過程の解明に向けて取り組んでいきたいと考える。

註

- (1) 「三部経釈」についての一般的な認識である。いわゆる「東大寺講説」という法然の歴史的事象について疑義がないわけではない。(伊藤真徹「法然上人の東大寺講説について」『印度學佛教学研究』第十卷第二号、一九六三、八八―九三頁) 参照。
- (2) 『浄土宗全書』続篇所収の文献は今後の調査対象である。その他、まだデータベースになっていない文献についても同様である。
- (3) 大須賀秀道「三経釋と選擇集の對檢」(『佛教研究』第五卷第三・四号合併、一九二四年、三二―三三五頁) 参照。
- (4) 今岡達音「三経釋と選擇集との著作前後」(『佛教学』第二卷第三号、無礙光社、一九二五年、一一―二〇頁、および同卷第六号、無礙光社、一九二五年、一一―一頁) 参照。
- (5) 石井教道「選擇集と三部経釋の成立前後考」(『大正大学学報』第三二号、一九四一年、五三―七二頁) 参照。
- (6) 石井教道「昭和重修法然上人全集」(以下『昭法全』) 序(平楽寺書店、一九五五年、一―一四頁) 参照。
- (7) 高橋寿光「近年における浄土学研究の状況―法然浄土教の研究状況―」(『教化研究』第二二二号、二〇一一年、一八〇―一九二頁) 参照。
- (8) 岸一英「『逆修説法』と『三部経釈』」(藤堂恭俊博士古稀記念『浄土宗典籍研究 研究篇』同朋舎、一九八八、一〇三―一三九頁) 参照。
- (9) 岸一英「『三部経釈』の研究(一)」(『法然上人研究』創刊号、一九九二、一―五四頁) 参照。平成三年、林田康順氏は「三部経釈」に見られる「選択」「選」等の用語は「選択集」(広本)との校合箇所と指摘している。(林田康順「法然上人「選択」思想の先例考」『佛教論叢』第三五号、一九九一年、八五―八八頁) 参照。
- (10) 岸一英「無量寿経釈」古層の復元―『三部経釈』の研究(二)―(佐藤成順博士古稀記念論文集『東洋の歴史と文化』山喜房佛書林、二〇〇四、五〇五―五三〇頁)、同「阿弥陀経釈」古層の復元―『三部経釈』の研究(五)―(高橋弘次先生古稀記念論集『浄土学佛教学論叢』山喜房佛書林、二〇〇四年、一五七―一八三頁)、同「阿弥陀経釈」古層復元本」(『佛教文化研究』第五四号、二〇一〇年、一九頁) 参照。
- (11) 林田康順「東大寺講説「三部経釈」に説かれる「選択」思想への疑義」(『印度學佛教学研究』第四八卷第一号、一九九九年、五六―六〇頁) 参照。
- (12) 林田康順「法然上人「三部経釈」に説かれる「選択」をめぐって」(『三康文化研究所年報』第三二号、二〇〇〇年、一六九―一八九頁) 参照。
- (13) 林田康順「法然上人における勝劣義の成立過程―『逆修説法』から廬山寺藏『選択集』へ―」(『仏教文化学会紀要』第八号、一九九九年、三〇―六四頁)、同「法然上人における選択思想の成立―選択と偏依―」(『印度學佛教学研究』第四七卷第二号、一九九九年、一二七―一三〇頁)、同「法然上人「選択思想」と「勝劣難易二義」の位置」(『佛教論叢』第四三三号、一九九九年、三一―二二頁)、同「法然上人における難易義成立の意義―機辺から仏辺へ―」(『阿川文正教授古稀記念論集法然浄土教の思想と伝歴』二〇〇一年、二二七―二六五頁)、同「法然上人における難易義成立の意義―『無量寿経釈』から『選択集』へ―」(『仏教論叢』第四五号、二〇〇一年、一一六―一二三頁)、同「法然における「選択」思想の成立とその意義」(『佛教学』第五一号、

二〇〇九年、二一—四六頁) 参照。

- (14) 井上慶淳『漢語『三部経釈』における新層古層説の再検討—新層の成立過程について—』(『印度學佛敎學研究』第六九卷第二号、二〇二一年、一二八—一三二頁) 参照。

- (15) 下端啓介『法然『無量寿経釈』の「古層」の検討—「前」・「後」の指示語に注目して—』(『佛敎大学仏敎学学会紀要』第二八号、二〇二三年、一五三—一七三頁)、同『法然『無量寿経釈』の「古層」の検討—正雜二行判に注目して—』(令和五年度浄土宗総合学術大会口頭発表資料) 参照。

- (16) 岸一英氏は「古層な部分を指して、『三部経釈』の原形と想定するならば、その『三部経釈』を『逆修説法』・『選択集』よりも古いものと位置づけることができようかと思う。(中略)その古層な部分に対して、『選択集』との関係にみられたように、何度かの加筆・増補があったものと推定されるのである」と述べている。(同『逆修説法』と『三部経釈』藤堂恭俊博士古稀記念『浄土宗典籍研究 研究篇』同朋舎、一九八八、一三七頁)。

- (17) ③は無刊記であるが、『高木文庫古活字版目録』(便利堂、一九三三年、八〇頁)によると元和年間から寛永年間の刊行とされる。

- (18) 遅くとも聖聡の時代の『大経釈』はすでに『選択集』と校合されていたと考えられる。『大経直談要註記』巻一には『大経釈』のテキストの本文末に「右於此ノ書一部始終ニ者、非シハ傳燈宗旨之仁^二、敢テ不レ可^一ヲ書傳^ス。當^レキモ、滲^{ラス}深奥^ヲ、非^シハ其ノ法器^ニ者、巨益奈何^ン。且ハ所^レ秘藏^{スル}也。且ハ憚^レハ外見^ヲ也。強^テ於^テハ有^ル書讀^ノ志^一之輩^ニ、師資相承之契約之上^ハ、懸^テ現當二世^ノ冥照^ニ令^メ誓言^セ可^レ許^ス可^レ之^者也^云」(『浄全』十三、二五頁)とある。岸一英氏は「これは、当時の著作における常套句と考えられるが、『無量寿経私記』が不可他見を明言する『選択集』のテキストの関係において何らかの接点をもつものと、聖聡が考えたからではないかとも推測できる」と述べている。(同『大経直談要註記』について) 大谷旭雄編『聖總上人典籍

研究』山喜房佛書林、一九八九年、一〇頁—一一頁)。

- (19) 『念仏本願義』の著者について、一般には長西とされているが根拠は曖昧であり、長西の門弟である念空道敎の著ではないかとする説もある。(『新纂浄土宗大辞典』一二〇二頁参照)。

- (20) 僅かな異同であっても別本や異系統の存在を示す証拠となる可能性があると考えられる。もちろんその通りであるが、現段階では内容面で大きく異なる箇所は発見できていないため、大別するならば、寛永版系統と大差ないものを見ていたであろうと概観的に判断した。古写版本に基づく引用文の精査および寛永版『大経釈』と『大経直談要註記』所収本との対比については今後の課題である。

- (21) 石井敎道『選択集の研究 総論篇』平楽寺書店、一九五一年、二一五—二一九頁。

- (22) 『直牒』巻六(『浄全』七、五四二頁)、『浄全』所収本の底本は明治十七年(一八八四)版とされる。慶安三年(一六五〇)版にも割書きで(『廣選擇全』同^レ之^三) (巻六、二七七丁裏)とある。

- (23) 寛永九年版『大経釈』十三丁裏(『昭法全』七四頁)。

- (24) ちなみに『直牒』には「十一丁」とあるが、寛永版『大経釈』ではこの文が十三丁裏に記されている。

- (25) 広本『選択集』第三章(『昭法全』三七二頁)。

- (26) 『決答鈔』巻上(『浄土宗聖典』五、原文一〇七頁、書下三一六頁)。「浄土宗聖典」五所収『決答鈔』の巻上は、増上寺藏聖聡書写本を底本とし、千葉大蔵寺藏安譽虎角真筆本、京都禅林寺藏良皎書写本(文和二年(一一三三))、栃木円通寺藏名越良順本(文明十八年(一四八六))、福井西福寺藏名越良智本(永禄九年(一五六六))、慶安元年版本(一六四八)、宝暦五年版本(一七五五)等と対校したものとされる。よってここでは『浄全』十所収本(宝暦版)ではなく、『浄土宗聖典』五所収本(諸本対校)に依った。

- (27) 寛永九年版『大経釈』二十七丁表裏(『昭法全』八一頁)。ちなみに良忠撰『観経疏伝通記』散善義(『浄全』二、三八九頁上)、同『決疑

- 鈔』卷二(『浄全』二二六下—二二七頁上)では、この文を「廣本選擇云:」「廣本云:」と典拠を明記して引用している。
- (28) 広本『選択集』第二章「正定トイフハ、法藏菩薩二百一十億ノ諸佛ノ誓願ノナカニライテ、念佛往生ノ願ニエラヒサタム。カルカユヘニ定トイフナリ。選擇ノ義マタシモヲマツヘシ。コレラノコ、ロニヨルカユヘニ、念佛ヲモテ、ナツケテ正定ノ業トスルモノナリ」(『昭法全』三五七頁)。
- (29) 良忠直筆の『決答鈔』は現存していない。あくまで現存する『決答鈔』の古写版本※註(26)が、正確に書写伝持されてきたものとみた場合、良忠の時代の『大経釈』も広本『選択集』と校合編集後の形態であったと類推できる、ということである。ただし筆者は当該箇所を翻刻資料でしか確認できていない。確度を高めるためには『決答鈔』の現存古写諸本を確認する必要がある。
- (30) 『法事讚私記見聞』卷下(『浄全』四、一三二頁)。佛大蔵の無刊記(江戸期とされる)の版本(外題「新板法事見聞」下巻、三丁表裏)も同じ記述であった。
- (31) 寛永九年版『阿弥陀経釈』六丁表(『昭法全』一四九頁)。
- (32) 『決疑鈔』卷五(『浄全』七、三三三頁)。「浄全」所収本の底本は元禄十三年(一七〇〇)忍微開版本とされる。永仁七年(一二九九)の写本とされる佛大蔵本(卷五、三四丁表)にも同じく「上人云」とだけあり、典拠となる文献名は記されていない。
- (33) 法然遺文において、この一連の文章に類似する説示は以下の通り。「十七條御法語」「観經ノ三心、小經ノ一心不亂、大經ノ願成就ノ文ノ信心歡喜ト、同流通ノ歡喜踊躍ト、ミナコレ至心信樂之心也ト云リ。コレラノ心ヲモテ、念佛ノ三心ヲ釋シタマヘル也ト云」(『昭法全』四六九頁)。「観經釈」「今、此ノ經ノ三心ハ、即チ開ク本願ノ三心ヲ。爾ル故ハ至心ト者至誠心也。信樂ト者深心ナリ。欲生我國ト者、廻向發願心ナリ也」(『昭法全』一二六頁)。
- (34) 『小経隨聞講録』「元祖ノ決疑鈔五卷卅五紙云、本願ノ至心信樂欲生我國、観經ノ三心、小經ノ一心、皆三心也ト」(『浄全』十四、七三九頁)。
- (35) 『選択決疑鈔見聞』三之本(『浄全』七、七八一頁)。「浄全」所収本は享保十四年(一七二九)版とされる。香月乗光氏の解説(『浄全』七、四〇頁)によれば、元和六年(一六二〇)の写本があるというが筆者は未確認である。
- (36) 寛永九年版『観經釈』十二丁裏(『昭法全』一〇四頁)。
- (37) 『逆修説法』初七日(『昭法全』二三三頁)。
- (38) 江戸期の版本『浄土二蔵義見聞』卷一(天性寺文庫、二十二丁裏)。「浄全」十二、三六二—三六三頁。
- (39) 安政四年版『釈浄土二蔵頌義見聞』卷一(佛大蔵本、二十二丁裏)。この版は『浄全』所収本の底本とされるが『浄全』十二、三六三頁の欄外注(五)は「現流之本未見文」とある。
- (40) 延宝三年版『浄土略名目図見聞』卷上(西谷寺文庫、十八丁表)。この版は『浄全』所収本の底本とされる。他に宝永三年、元禄十三年の刊本があるとされるが筆者未見。
- (41) 『浄土略名目図見聞』卷上(西谷寺文庫、十八丁表)。
- (42) 『選択集』第一章(『昭法全』三二二頁)。
- (43) 『逆修説法』六七日(『昭法全』二七〇頁)。
- (44) 難易二道に関する説示は、『往生大要鈔』「聖道浄土をば難行道易行道となづけたり」(『昭法全』五〇頁)、『基親取信本願之様』「聖道トハ即チ難行道也、是レ自力ナルヲ以テ故ニ。浄土門トハ易行道也、是レ他力ナルヲ以テ故ニ」(『昭法全』五〇頁)とある。その他『要義問答』『浄土宗略抄』にも見られる。いずれも聖道浄土二門判に付随して登場する。
- (45) 『逆修説法』六七日(『昭法全』二七〇頁)。
- (46) 『選択集』第一章(『昭法全』三二二—三二三頁)。
- (47) 寛永九年版『大経釈』(『昭法全』六七—六八頁)。
- (48) 「次以二門也」の一文は、『大経直談要註記』所収本では割注で(次ニ以テ横截五悪趣ノ文ヲ釋スニ教ノ差別ヲ。道綽淨影龍興曇鸞意)同

「之」となっている。聖阿がこちらに近い文章を見ていたとすれば、曇鸞の難易二道の説示と結びつけて、傍線部の文を聖阿自身で作り、「大経私記云」として引用したとも想像できる。

(49) 『大経釈』のいわゆる古層とされる箇所において「浄土門」「浄土法門」という語はいくつか見られるが「聖道門」の語は見られない。ただし、いわゆる新層とされる『選択集』同文箇所（『昭法全』九四頁）には一回だけ「聖道門」の語が出てくる。ちなみに『観経釈』にも『選択集』第八章との同文箇所（『昭法全』一二七頁）に一回、『阿弥陀経釈』にも『選択集』第十六章との同文箇所（『昭法全』一五七頁）に一回だけ出てくる。しかし「三部経釈」全体の古層とされる箇所には「聖道門」の語は一回も出てこない。

(50) 柴田泰山氏は「法然の遺文を整理してみても、『往生要集釈』や『無量寿経釈』に見られる「聖道門」の用例は、法然以外による加筆の可能性も高く、もともとは『無量寿経釈』における〔中略〕『無量寿経釈』（『昭法全』六七頁）の引用」という記述に見られる。「聖道教」「浄土教」という表現が、法然における『安楽集』使用の初期の用例であるものと思われる。〔中略〕その後、『逆修説法』二七日では〔中略〕『逆修説法』（『昭法全』二四一頁）の引用」と説示し、「聖道浄土二門」、つまり「聖道門」「浄土門」という区別が明示されていることが分かる」と述べている。（同『選択集』に見られる修辭的表現』『三康文化研究所年報』第五三号、二〇二二年、一三九—一四〇頁）。

(51) 註(48)参照。聖阿独自の教判として二藏二教性頓相頓判が知られる。聖阿は禅宗等からの寓宗批判に対抗するために、宗祖以来の聖道浄土二門判を採用せずに伝菩提流支撰『麒麟聖財論』、伝法然撰『弥陀本願義疏』『浄土布薩式』等の偽撰とされるものを積極的に引用して新たな教判を提唱したとされる。「建曆法語」なる法語を法然に仮託して記したことも指摘されているが、望月信亨氏によれば、聖阿はこれらの由緒が不明瞭な文献だけをもって新教判を案出したのではなく、

その根底には別の由来として『大経釈』に説かれる頓漸二教判があったと推察している。（同『浄土教之研究』金尾文淵堂、一九二二年、一〇〇—一〇一五頁参照）。

(52) 註(29)参照。

〔付記〕

本稿は、平成三十年六月二十二日の佛教大学法然仏教学研究センター平成三十年度第三回全体会において、口頭発表した資料を加筆修正したものである。

（いわや りゅうほう 嘱託研究員）